

特定技能外国人の受入れの促進に向けた
更なる取組を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年4月、深刻化する人手不足に対応するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行され、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格である「特定技能」が創設された。

国は、この制度により、今後5年間で約34万5千人を上限として外国人材を受け入れることとしているが、昨年12月末において、特定技能外国人の受入れは約1,600人と少数にとどまっている。

このような中、本制度が有効に機能するためには、外国人材の送出国や受入れ企業等に対する広報の充実や在留資格手続の迅速化、特定技能に係る試験の早期実施等に加え、人手不足が深刻な地方の中小企業への配慮が必要であるとの指摘がなされている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、特定技能外国人の受入れの促進のため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 在留資格手続の明確化・迅速化を図るとともに、受入れ企業等に対して制度や手続に関する十分な情報発信を行うこと。
- 2 特定技能に係る試験が未実施の特定産業分野においても早期に試験を実施するとともに、外国人材の確保に向け受験機会を充実させること。
- 3 地域の人手不足に的確に対応するため、地域の実情や意向を十分に踏まえて特定産業分野の追加を検討するとともに、特定技能外国人が大都市等に過度に集中することがないように必要な対策を実施すること。